

お知らせ

職員の懲戒処分等について

「敷地内喫煙事案」について、当法人危機管理委員会の最終報告ならびに、職員懲戒審査委員会の答申を受け、関係者の処分を決定いたしましたので、ここに公表します。

1 被処分者

連番	被処分者	処分の種類とその量定	処分の対象となった行為	処分を行った日
1	医師(50代男性)	戒告	敷地内において喫煙し、法人の社会的信用を失墜させた	令和3年6月28日
2	医師(40代男性)	嚴重注意	敷地内において喫煙し、法人の社会的信用を失墜させた	令和3年6月28日

2 処分の理由

敷地内で喫煙をしたことで、法人の社会的信用を失墜させた。

- ・地方独立行政法人くまもと県北病院職員就業規程第34条違反、同58条に該当
- ・地方独立行政法人くまもと県北病院職員懲戒規程第4条に該当

3 処分に至る経緯と非違行為の概要

- ① 医師(50代男性)は、敷地内禁煙に違反し、法人の名誉又は信用を傷つけた。また、正当な理由なく勤務時間中に職場を離脱し、又は私的な行為を繰り返す等して業務を怠り、業務の運営に支障を生じさせた。また、本来であれば医師(40代男性)の喫煙を止める立場にあったのに止めなかった。
- ② 医師(40代男性)は敷地内禁煙に違反し、法人の名誉又は信用を傷つけた。また、正当な理由なく勤務時間中に職場を離脱し、又は私的な行為を繰り返す等して業務を怠り、業務の運営に支障を生じさせた。

職員による不祥事がありましたことは、患者さんをはじめくまもと県北病院に関係する皆様方の信頼を損なう行為であり、深くお詫び申し上げます。今回の事案を重く受けとめ、改めて綱紀肅正と服務規律の確保を徹底させるとともに、信頼回復に向けて全力で再発防止に努めてまいります。

令和3年6月28日

地方独立行政法人くまもと県北病院
理事長 山下 康行